

参考資料 3

長野県伝統的工芸品産業振興審議会運営要綱

令和5年3月20日

4産技第304号

(目的)

第1条 この要綱は、長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（令和5年長野県条例第15号）第13条の規定により、長野県伝統的工芸品産業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。